令和８年度　運輸安全マネジメントの取り組み

目　　次

１．輸送の安全に関する基本的な方針（安全方針）
２．輸送の安全に関する目標（安全目標）及び目標の達成状況
３．自動車事故報告規則第２条に規定する事故に関する統計
４．輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
５．輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
６．輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
７．輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
８．安全管理規程
９．安全統括管理者にかかる情報
１０．運転者、運行管理者、整備管理者にかかる情報
１１．事業用自動車にかかる情報

関西国際観光バス株式会社

１．輸送の安全に関する基本的な方針（安全方針）

社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Ｐｌａｎ　Ｄｏ　Ｃｈｅｃｋ　Ａｃｔ）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

安全に関する基本方針

（１）安全確保の最優先がバス事業者の使命であることを深く認識し、
　　社長及び役員・社員一同が安全確保に最善の努力を尽くす。
（２）輸送の安全に関する法令及び関連する規程を遵守し、
　　厳正かつ忠実に職務を遂行する。
（３）安全管理体制を適切に維持するために不断の確認を励行する。
（４）輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

防災の基本方針

１．（自然災害発生直後の緊急対応）
　人命（旅客、社員・職員、関係者）に関する安全確保を最優先とする。
２．（事業継続）
　企業の存続、社会からの要請に応えるために、
　重要業務の維持継続、事業の早期復旧・再開を第一とする。

２．輸送の安全に関する目標（安全目標）及び目標の達成状況

項目	令和７年度 目標	令和７年度 実績	令和８年度 目標
（１）法令遵守を徹底し、重大事故（自動車事故報告規則第２条に規定する事故）を未然に防止する。	０件	０件達成	０件
（２）重大事故以外の軽微な交通事故（道路交通法第６７条第２項に規定する交通事故）を着実に削減する。	走行１０万キロ当たり0.2件以下	走行１０万キロ当たり1.8件発生	走行１０万キロ当たり1.7件以下

３．自動車事故報告規則第２条に規定する事故に関する統計

	令和７年度 事故発生件数
総件数	０件
死亡事故	０件
重傷事故	０件
軽傷事故	０件
物損事故	０件
健康起因事故	０件
事故報告書提出件数	０件

自動車事故報告規則第２条に規定する事故は発生していません。

４．輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

（１）外部機関による安全性チェックの活用状況

○運輸安全マネジメント評価の実施状況

・令和５年度　実施なし
・令和６年度　実施なし
・令和７年度　実施なし

実施義務となる行政処分は受けておりません。

○民間指定機関における運輸安全マネジメントセミナーの受講状況

・令和５年度　受講あり
・令和６年度　受講あり
・令和７年度　受講あり

（２）令和７年度の安全対策実施状況

○運行管理・指導

・「事故防止対策委員会」を開催し、事故情報の共有・分析・安全対策を実施
・事故発生者向け安全フォロー研修
・運行管理者・整備管理者・指導担当者の研修実施
・点呼の厳正実施。確認会話の徹底

○技術・設備導入

・デジタルタコグラフの全車両搭載
・通信型ドライブレコーダーの活用
・バスロケーションシステムの活用による運行管理向上

○事故防止・安全啓発活動

・ヒヤリハット事例の収集・分析・掲示による情報共有
・交通安全運動期間中の事故防止運動（春・夏・秋・年末年始）
・事故防止対策、事故原因の分析と再発防止策の徹底

○教育・訓練

・重大事故・事件対応訓練の実施
・乗務員の運転適性診断
・救急救命講習の実施（全車両にＡＥＤを設置）

○健康管理強化

・乗務員対象の主要疾病（睡眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患、視野障害）に関するスクリーニング検査の実施

・飲酒運転防止の徹底（アルコール検査の厳格化）

○貸切バス事業者安全性評価認定制度

・四ツ星認定事業者（令和７年度認定）

（３）令和８年度に講じようとする措置

○安全対策の強化

・運行管理・事故防止対策のより一層の強化（指導の継続）

○技術・設備のより一層の導入

・通信型ドライブレコーダーの全車両導入を継続

・安全装置（車線逸脱警報など）の活用徹底

○教育・健康管理の拡充

・乗務員対象の主要疾病（睡眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患、視野障害）に関するスクリーニング検査の受診拡大

・受動喫煙対策の推進

・お客様のシートベルト着用促進

・運転適性診断

５．輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

（１）安全管理体制図

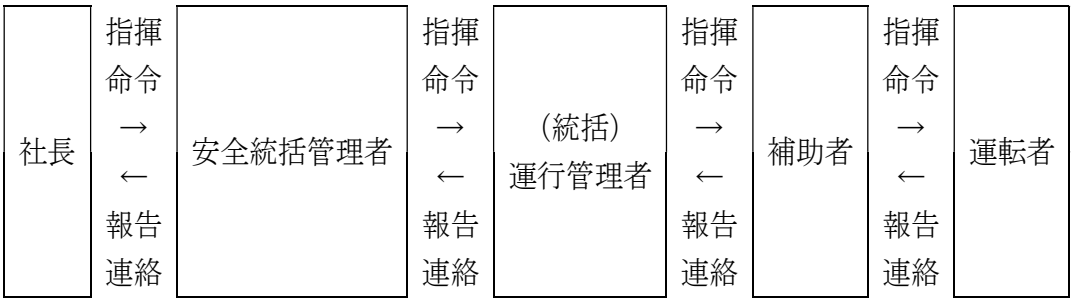

（２）重大事故・異常事態・災害発生時の連絡体制図

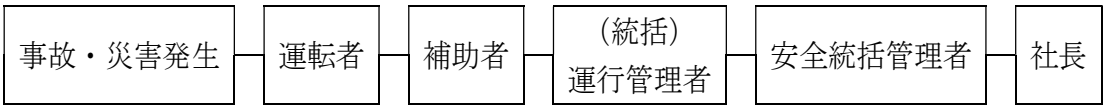

６．輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

（１）教育・研修対象者ごとの実施回数

・運転者教育・研修：年４回
・運行管理者教育・研修：年１回
・整備管理者教育・研修：年１回
・初任運転者添乗実技指導：年７回

（２）そのほかの特別な取り組み

・事故惹起者に対する指導
・国土交通省認定安全マネジメントセミナー受講
・運転記録証明書を活用した指導教育
・重大事故・災害を想定した対応訓練
・心肺蘇生法（ＡＥＤ含む）講習会
・タイヤチェーン取付講習会
・社長による現場巡視
・内部監査

（３）初任運転者に対する添乗による安全運転の実技指導

○実施日程

・令和７年　４月　９日～令和７年　４月１２日
・令和７年　６月　５日～令和７年　６月１０日
・令和７年　６月１２日～令和７年　６月１６日
・令和７年１０月　３日～令和７年１０月　８日
・令和７年１０月１６日～令和７年１０月１８日
・令和８年　１月２０日～令和８年　１月２２日
・令和８年　３月　４日～令和８年　３月　６日

○主なルート

・営業所周辺及び大阪周辺一般道路
・関西国際空港及びりんくうタウン周辺一般道路
・第二阪和国道及び和歌山周辺一般道路
・京奈和自動車道及び奈良周辺一般道路

○車種区分

・大型

○実技指導の具体的な内容

・安全運転：
運転姿勢、車両感覚、速度管理、加減速、交差点右左折時の安全確認

・運転操作の基本：
ブレーキ操作、坂道発進、停車、内輪差、オーバーハングの理解

・異常時の対応：
事故、車両故障、火災対応

・乗降時の安全確保：
二輪車や歩行者の動向確認

・運行経路、施設の確認

・高速道路走行訓練（合流、車線変更、ゲート進入）

・市街地・狭隘路走行訓練

・夜間走行訓練

○添乗者の指導歴

・指導者は、平均で１３年の指導経験を有しています。

７．輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

〇内部監査の実施有無：あり
〇直近事業年度における実施回数：１回（令和７年１２月）
〇対象者：代表取締役、安全統括管理者
〇監査結果：
・指摘事項：
関西国際観光バス株式会社の各種規程などの確立、関係法令などへの適合、ＰＤＣＡサイクルの有効性など、安全管理体制は、適切に構築・運用されており、経営トップの積極的関与が見られる。一方で、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用をより積極的に行うことで、安全意識のさらなる向上が可能と考えられる。
・改善措置：
ヒヤリ・ハット情報の収集・活用をより一層強化し、事故防止対策へより積極的に反映させることで、安全文化の更なる醸成など、今後も継続的な改善を推進し、輸送の安全確保に向けた取り組みを強化する。

８．安全管理規程

目次

第一章　総則
第二章　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
第三章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
第四章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章　総則

（目的）

第一条　この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二条の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第二条　本規程は、当社の乗合バス及び貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

（輸送の安全に関する基本的な方針）

第三条　社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

２　輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Ｐｌａｎ　Ｄｏ　Ｃｈｅｃｋ　Ａｃｔ）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

（輸送の安全に関する重点施策）

第四条　前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

一　輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

二　輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

三　輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。

四　輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

五　輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

２　社長以下全社員が一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

（輸送の安全に関する目標）

第五条　第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

（輸送の安全に関する計画）

第六条　前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

（社長等の責務）

第七条　社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

２　経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。

３　経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

４　経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

（社内組織）

第八条　次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

一　安全統括管理者

二　運行管理者

三　整備管理者

四　その他必要な責任者

２　輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

（安全統括管理者の選任及び解任）

第九条　取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

２　安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

一　国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

二　身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

三　関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（安全統括管理者の責務）

第十条　安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

一　全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。

二　輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。

三　輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。

四　輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。

五　輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。

六　経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。

七　運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。

八　整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。

九　輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。

十　その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

（輸送の安全に関する重点施策の実施）

第十一条　輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

第十二条　経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

（事故、災害等に関する報告連絡体制）

第十三条　事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

２　事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。

３　安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

４　自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条　第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条　安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

２　安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条　安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

２　悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条　輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

２　当社の一般貸切旅客自動車運送事業については前項に加え、事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者、事業用自動車に係る情報を、国土交通大臣に対して電磁気的方法により報告を行うとともに、国で公表される報告事項のほかに利用者にとって有用であると考えられる情報についても積極的に、同じく外部に対し公表する。

３　事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

第十八条　本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

２　輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

３　前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

９．安全統括管理者にかかる情報

安全統括管理者	役職	選任年月日
山本　佳央	執行役員　安全推進部長	令和７年４月１日

１０．運転者、運行管理者、整備管理者にかかる情報

（１）運転者関連

雇用形態	正規雇用	正規雇用以外		
	１０人	０人		
社会保険等加入者数	健康保険	厚生年金	労災保険	雇用保険
	１０人	１０人	１０人	１０人
平均勤続年数	２年			
平均給与月額の水準	正規雇用運転者	正規雇用以外運転者		
	A	――		

（２）運行管理者・整備管理者関連

運行管理者および整備管理者の人数	運行管理者	運行管理補助者	整備管理者	整備管理補助者
	７人	１人	５人	３人
うち他業務（運転者など）の兼任者数	１人	０人	１人	０人

１１．事業用自動車にかかる情報

区分	車両数	年式		平均車齢	ドライブレコーダー搭載車両導入台数	デジタル式運行記録計搭載車両導入台数	ＡＳＶ搭載車両導入台数
		最古	最新				
大型	１０台	平成 24 年	平成 30 年	１０年	１０台	１０台	９台
中型	１台	平成 29 年	平成 29 年	９年	１台	１台	１台
小型	０台	――	――	――	――	――	――
コミューター	０台	――	――	――	――	――	――

区分	主な運行の態様	任意保険の加入状況	
		対人保険補償額	対物保険補償額
大型	観光輸送（昼間）	無制限	無制限
中型	観光輸送（昼間）	無制限	無制限
小型	――	――	――
コミューター	――	――	――

（以上）